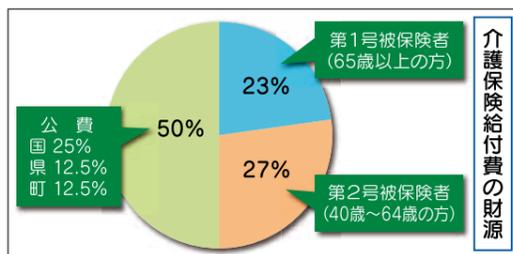


65歳以上の方へ ～介護保険料改定について～

介護保険料の見直しにより、平成30年度から平成32年度までの介護保険料「基準額」が決まりました。

◆介護保険料基準額は
このように算出されます◆

第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合が**22%から23%**に改められました。



介護保険料は、「基準額」をもとに合計所得金額などによって決められます。

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階※1	○生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税の者 ○住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	0.50	3,500円	42,000円
第2段階	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の者	0.75	5,250円	63,000円
第3段階	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える者	0.75	5,250円	63,000円
第4段階	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額+合計所得額が80万円以下の者	0.90	6,300円	75,600円
第5段階	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額+合計所得額が80万円を超える者	1.00	7,000円	84,000円
第6段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円未満の者	1.20	8,400円	100,800円
第7段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	1.30	9,100円	109,200円
第8段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	1.50	10,500円	126,000円
第9段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が300万円以上の者	1.70	11,900円	142,800円

※1 別枠公費による軽減強化により、月額保険料は3,150円、年額保険料は37,800円。

※次の場合は、一時的に納付書で納めます。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中にほかの市町村から転入した場合
- ・年度途中で保険料の額が増減した場合
- ・年金が一時、差し止めになった場合 など

◎「普通徴収」の方は、口座振替が便利です！！

口座振替をすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- ①預金通帳
- ②印かん（通帳届出印）
- ③口座振替依頼書（役場または金融機関に備え付け）

◆介護保険を滞納すると・・・

介護保険サービスを利用した際の利用者負担は、通常は掛かった費用の1割又は2割ですが、介護保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。

介護保険料は、介護保険の大切な財源となっていますので、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると（給付の償還払い化）

費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割又は8割)が支払われることとなります。

1年6か月以上滞納すると（支払の一時差止）

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと滞納していた介護保険料と相殺されます。

2年以上滞納すると（保険給付率の引き下げ）

利用者負担が1割又は2割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

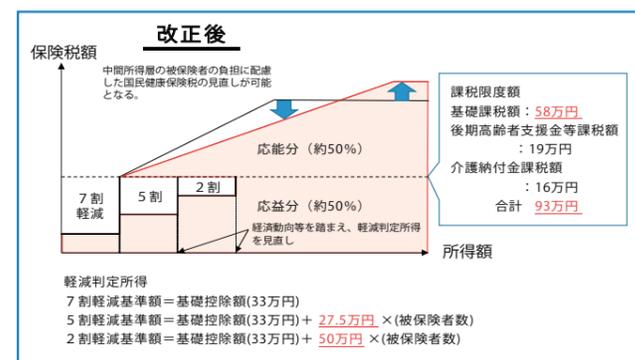
お問い合わせ先：健康福祉課 介護保険係 ☎52-5852

平成30年6月から国民健康保険税の賦課が始まります

氷川町国民健康保険の主な変更点

●法令改正によるもの

- ・国民健康保険税の基礎課税に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げ
- ・5割軽減対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乘すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げ
- ・2割軽減対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乘すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げ



賦課限度額

算定方式	賦課限度額
医療保険分	54万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護保険分	16万円

平成30年度から

算定方式	賦課限度額
医療保険分	58万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護保険分	16万円

●氷川町国民健康保険税算定方式変更および保険税率改正

- ・熊本県内(45市町村)の保険料(税)算定方式

平成30年3月現在の状況

算定方式	医療分	後期分	介護分
2方式(所得割、均等割)	0(0)市町村	2(1)市町村	24(11)市町村
3方式(所得割、均等割、平等割)	37(26)市町村	35(26)市町村	14(19)市町村
4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)	8(19)市町村	8(18)市町村	7(15)市町村

数年後は、上記表の赤囲み(医療分3方式、後期分3方式、介護分2方式)の算定方式へ統一されます。

※() 書きは、平成29年度分

- ・氷川町算定方式および税率額

項目	国民健康保険の賦課項目											
	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	応能割		応益割		応能割		応益割		応能割		応益割	
	(40)	(10)	(35)	(15)	(40)	(10)	(35)	(15)	(40)	(40)	(35)	(15)
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
平成29年度まで	6.40	28.00	20,700	26,100	1.80	8.00	6,500	6,200	1.40	7.00	7,100	5,200
平成30年度	7.00	-	30,300	22,400	2.10	-	8,800	6,500	1.70	-	13,300	-

※所得割 世帯の所得に応じて算定 ※資産割 世帯の資産に応じて算定 ※均等割(被保険者均等割) 被保険者1人当たりの額により算定
※平等割(世帯別平等割) 1世帯当たりの額により算定

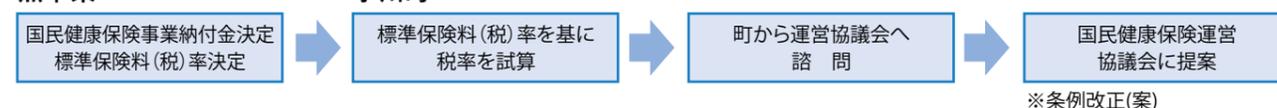
【変更点】

- 医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分について、平成30年度から応能割の資産割分がなくなります。また、介護納付金分は応益割の平等割分もなくなります。
- 平成29年度まで応能割の資産割分として、年間保険税の10%程度を徴収していましたが、平成30年度からは資産割分の10%程度が、応能割の所得割、応益割の均等割・平等割に上回保険税率に振り分けられます。

●保険税率の決まり方

平成30年度から国民健康保険事業については、熊本県が市町村と共に保険者となり財政運営の責任主体となりました。これまでは、各市町村が医療費等の状況により、保険料(税)率を決定していましたが、これからは、熊本県が医療費等の状況により、各市町村の国民健康保険事業納付金額を決定、また各市町村の標準保険料(税)率を示します。各市町村は、県から示された標準保険料(税)率を基に保険税率を決定します。

熊本県



氷川町



【お問い合わせ先】健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852